

○錦江町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害児利用者負担額軽減事業実施要綱

平成24年3月30日告示第26号

改正

平成25年4月1日告示第35号

錦江町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害児利用者負担額軽減事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第2項に定める障害児が障害福祉サービスの利用を促進する目的で、福祉サービスを利用した際の利用者の費用負担を軽減し、地域での自立した生活の推進を図る。

(対象者)

第2条 この事業により軽減を受けることのできる者は、法第19条に定める介護給付費支給決定者であって、短期入所事業を利用する者とする。

(軽減額等)

第3条 この事業により、軽減対象者に軽減する額（以下「軽減額」という。）は、軽減対象者が、法第29条に定める指定障害福祉サービス事業者及び法第30条に定める基準該当障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に支払う介護給付費にかかる利用者負担額の全額とする。

(軽減方法)

第4条 町は、法第29条第6項に規定する方法で軽減額を事業者に支払う。

2 前項の規定により支払ったときは、利用者負担額を軽減したものとみなす。

(軽減資格の喪失)

第5条 軽減対象者が、虚偽の申告等を行ったときは、軽減を受ける資格を失うものとする。

(軽減額の支払事務)

第6条 第3条の規定に基づき本町が負担すべき費用の支払に関する事務を、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託する。

(軽減額の請求)

第7条 事業者は、第3条に規定する介護給付費を、国保連合会に対し請求するときは、本要綱に定めた軽減額を併せて請求するものとする。

(助成額の返還等)

第8条 町長は、事業者又は軽減対象者が、請求時に提出した関係書類を精査及び確認した結果、虚偽又は不正な手続によって軽減を受けたものと認められるときは、軽減資格の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 錦江町在宅障害児福祉サービス利用者負担額助成要綱（平成19年錦江町告示第23号）は廃止する。

附 則（平成25年4月1日告示第35号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。